

<<参照株式株価連動債券の損益シミュレーション>>

以下は、「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年6月22日満期 早期償還条項・ノックイン条項付 参照株式株価連動円建社債（参照株式：株式会社資生堂）」（以下、『本仕組み債券』といいます。）についての満期償還額および中途売却額の変動のイメージを示したものです。

- 本仕組み債券の発行条件は確定しておらず、本シミュレーションは想定レベルを設定した上での試算であり、実際の取引条件とは異なります。よって本シミュレーションの結果は、本仕組み債券の実際の満期償還額とは異なります。

【ヒストリカルデータ】

- 本仕組み債券の満期までの期間は1年6ヶ月ですが、2008年11月1日から2018年10月31日までの期間において、対象株式の最大下落率は48.10%になります。

対象銘柄（証券コード）	最大下落率
株式会社資生堂（4911）	48.10%

【満期償還時における想定損失額】

- ヒストリカルデータに基づき、当初価格より上記と同様に48.10%下落したと想定した場合、満期償還時における本仕組み債券の想定損失額は額面に対して48.10%相当となります。
- 下表は、本仕組み債券の満期償還時の対象株式終値（例として当初価格が7,000円の場合）と損益のイメージを示しております。損益は額面金額25万円に対するものです。
- 将来において、上記の最大下落率を超えて下落した場合、あるいは発行者（保障会社等を含む）の信用リスク要因、もしくはその他の要因により、実際の損失額は上記の過去データに基づく想定損失額からさらに拡大する可能性があります。

満期時の転換対象 株式終値	満期時の償還価値	損益 (25万円あたり)
0円	0%	-250,000円
1,400円	20%	-200,000円
2,800円	40%	-150,000円
4,200円	60%	-100,000円
5,600円	80%	-50,000円
6,300円	90%	-25,000円
7,000円	100%	0円
7,700円	100%	0円
8,400円	100%	0円

【中途売却時における想定損失額】

- ・ 原則として、本仕組み債券の中途売却はできません。
- ・ 仮に中途売却できた場合でも、本仕組み債券の流動性は極めて低く、かつ本仕組み債券の市場価格は対象株式の株価水準、市場の金利水準、発行体の信用状況等の変化に対応して変動します。そのため中途売却時における想定損失額は、ロックイン事由の発生の有無に関わらず、上記の【満期償還時における想定損失額】で示された最大損失額を大幅に（10%以上）上回る可能性が非常に高いと考えられます。

※ 上記のシミュレーションは、観察期間中に一度でもいずれかの対象株式終値がロックイン価格以下になった場合を前提としています。

※ 上記の想定損失額は本仕組み債券の流動性を考慮したものではありません。本仕組み債券は流通市場が形成されておらず、中途売却できる保証はありません。

商号等： 楽天証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

商品先物取引業者

加入協会等： 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、

日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会

楽天証券株式会社 御中

確認書

1. 私は、本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、十分理解しました。（目論見書 参照）

2. 私は、本商品について、特に次に掲げる事項について、十分、理解しました。
 - ① 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額（参照株式株価連動債券の損益シミュレーション【満期償還時における想定損失額】の項参照）
 - ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること（参照株式株価連動債券の損益シミュレーション【満期償還時における想定損失額】の項参照）
 - ③ 本商品を中途売却する場合の売却額（試算額）の内容（参照株式株価連動債券の損益シミュレーション【中途売却時における想定損失額】の項参照）
 - ④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性があること（参照株式株価連動債券の損益シミュレーション【中途売却時における想定損失額】の項参照）

3. 本取引により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、私が許容できる損失額及び私の資産の状況への影響に照らして、私が取引できる契約内容であることを確認しました。

私は、上記1～3を踏まえ、私の判断と責任において契約を締結することをここに確認いたします。

仕組み債の取引に係るご注意

○本仕組み債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分に説明することとされています。

※商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

○弊社によるご説明や、本仕組み債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、弊社カスタマーサービスセンター（フリーダイヤル：0120-41-1004、携帯から（有料）：03-6739-3333）までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

楽 天 証 券 株 式 会 社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号, 商品先物取引業者

株価・ETF価格に連動する円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、元利金が株価・ETF価格に連動する円貨建て債券（以下「本仕組み債券」という。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本仕組み債券のお取引は、主に当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本仕組み債券は、対象銘柄（複数の場合もあります）の株価・ETF価格水準、金利水準の変化や発行者等の信用状況に対応して市場価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 本仕組み債券は、対象銘柄（複数の場合もあります）の株価・ETF価格水準の変動により、現物株式・ETF等での償還や額面金額を下回る償還となり、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 本仕組み債券は、クーポンが固定されているものと、変動するものがあります。クーポンが変動するものは、クーポンの決定時に際し参照する銘柄（複数の場合もあります）の株価・ETF価格水準等によりの変動するため、受け取る利金額が減少するおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 本仕組み債券を当社との相対取引により購入される場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- ・ 本仕組み債券の市場価格は、基本的に参照する銘柄（複数の場合もあります）の株価・ETF価格の変化に対応して変動します。一般に本仕組み債券は、参照する銘柄が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に参照する銘柄が下落する過程では債券価格は下落することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には（原則、途中売却はできません）、市場価格での売却となりますので、売却損が生じるおそれがあります。
- ・ 本仕組み債券の償還は、参照する銘柄（複数の場合もあります）の株価・ETF価格水準が、観測期間や償還判定日等において、あらかじめ定められた条件を満たした場合、償還額が増減したり、現物株式・ETF等で償還されます。したがって、当初投資された額面金額を下回るおそれがあります。
- ・ 本仕組み債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が下落する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には（原則、途中売却はできません）、市場価格での売却となりますので、売却損が生じるおそれがあります。
- ・ 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・ 市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができないおそれがあります。

本仕組み債券の発行者または元利金の支払いの保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・ 本仕組み債券の発行者や、本仕組み債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、本仕組み債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあ

ります。

- 本仕組み債券の発行者や、本仕組み債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元利金の支払いが滞ったり、支払不能になることによって損失が生じるおそれがあります。
- 本仕組み債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元利金の支払いが滞ったり、支払不能になることによって損失が生じるおそれの程度はより高いと言えます。
- 本仕組み債券は、参照する銘柄（複数の場合もあります）の発行者の信用状況の変化や上場廃止等が生じた場合、本仕組み債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

クーポン変動リスクおよび再投資リスク

- 本仕組み債券のクーポンは、あらかじめ定められた条件や計算式などに基づき、計算代理人により決定される場合は、参照する銘柄（複数の場合もあります）の株価・ETF価格水準により受け取る利金が増減します。条件や計算式等によっては受け取る利金がゼロになるおそれがあります。
- 本仕組み債券に上限金利の制限がある場合は、上限金利以上に利金が支払われることはありません。
- 本仕組み債券に早期償還条項が付与されている場合は、期中に償還される可能性があります。その際に早期償還された償還額を再投資した場合に、早期償還されない場合に得られる本仕組み債券の利金と同等の利回りが得られないおそれがあります。
- 発行者の信用状況の変化や上場廃止等が生じた場合、本仕組み債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

本仕組み債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 本仕組み債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（いわゆるクーリング・オフ）の規定の適用はありません。

本仕組み債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本仕組み債券のお取引については、以下によります。

- 本仕組み債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは私売出し（金融商品取引法第2条第4項第2項イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘などをいう）の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 本仕組み債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本仕組み債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する本仕組み債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 本仕組み債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 本仕組み債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

- ・ 本仕組み債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する本仕組み債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 本仕組み債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される本仕組み債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 本仕組み債券には、本仕組み債券を取得し、又は買い付けたお客様がその取得又は買付けに係る当該債券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限が付されておりますので、ご了承をお願いいたします。
- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である本仕組み債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される本仕組み債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本仕組み債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される本仕組み債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。外国証券の取引に関する権利義務関係は「外国証券取引口座約款」をご参照下さい。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

その他の留意点

- ・ 利金および償還金のお受け取りは原則、現地支払日の翌営業日以降となります。なお、各債券の取扱休業日は当社または勧誘を行った提携機関までお問合せください。
- ・ 本仕組み債券は当社が保護預りいたしますので、投資者保護基金の対象となります。
- ・ 本仕組み債券は、当社による元本保証および利回りの保証のいずれもありません。
- ・ 本仕組み債券の価格情報および格付けの情報等につきましては、当社または勧誘を行った提携機関までお問合せください。

当社の概要及び本取引に関する連絡先

商 号 等 楽天証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 195 号、商品先物取引業者

本店所在地 〒158-0094
東京都世田谷区玉川 1-14-1

加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

指定紛争解決機関(「金融商品取引業等業務関連」の苦情や紛争の解決)
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号：0120-64-5005
受付時間：月～金 午前 9 時～午後 5 時(祝日等を除く)

資 本 金 7,495 百万円

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 1999 年 3 月

連 絡 先 カスタマーサービス部(平日午前 8 時～午後 6 時)
フリーダイヤル：0120-41-1004
携帯電話から(有料)：03-6739-3333
法人口座お問い合わせダイヤル：0120-088-547

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

金融商品取引について発生したトラブル等は、上記の「指定紛争解決機関」(ADR(注)機関)における苦情処理・紛争解決の枠組みを利用することが可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民法上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続を言います。

(2018年4月)

無登録格付に関する説明書

楽天証券株式会社

本資料に記載の信用格付のうち、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録を行っている信用格付業者（ムーディーズ・ジャパン株式会社、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社）のグループ会社による信用格付につき、金融商品取引法の定めにより下記の事項をお知らせいたします。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクによる信用格付について）

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2016年5月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

(S&P グローバル・レーティングによる信用格付について)

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：

S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

(<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P は、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2016年5月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

(フィッチ・レーティングスによる信用格付について)

○格付会社の呼称について

格付会社の呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ

(<https://www.fitchratings.co.jp/web/>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2016年5月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

(2016年6月)